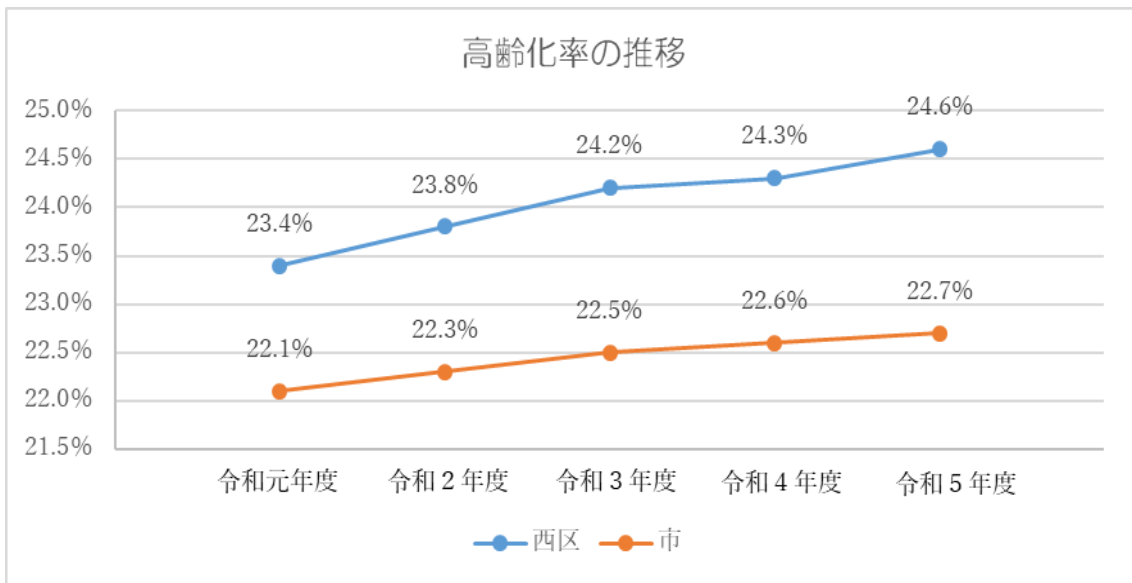


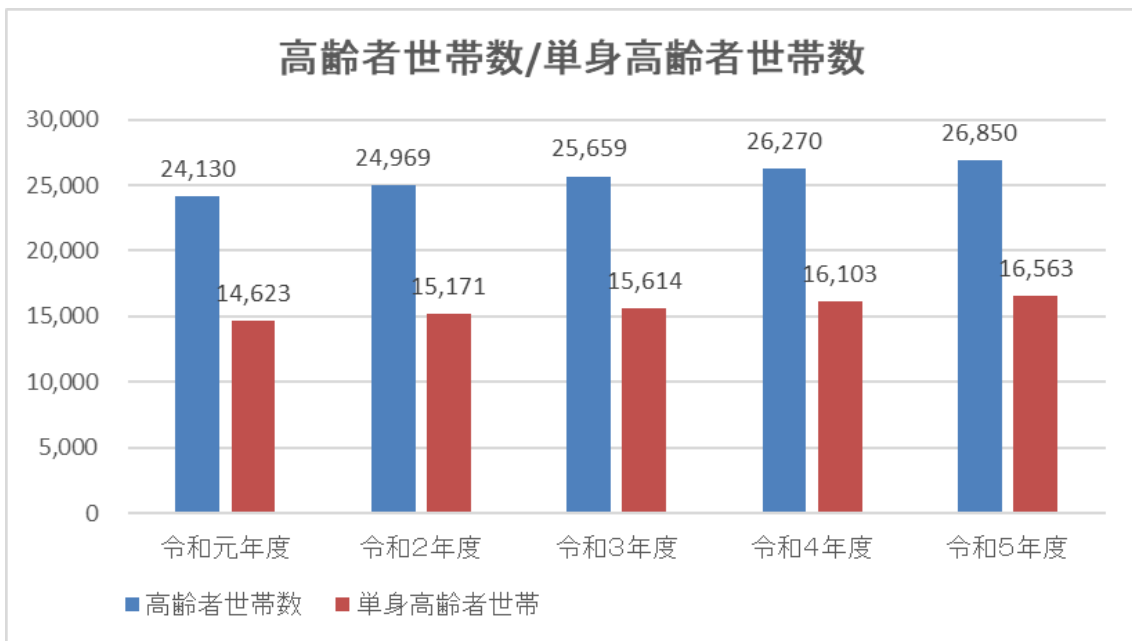
◆高齢者の概況等

〈高齢者数・高齢化率の推移〉

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西区 65才以上	47,868人	48,775人	49,504人	49,823人	50,298人
市 65才以上	333,838人	339,839人	345,230人	348,496人	352,066人

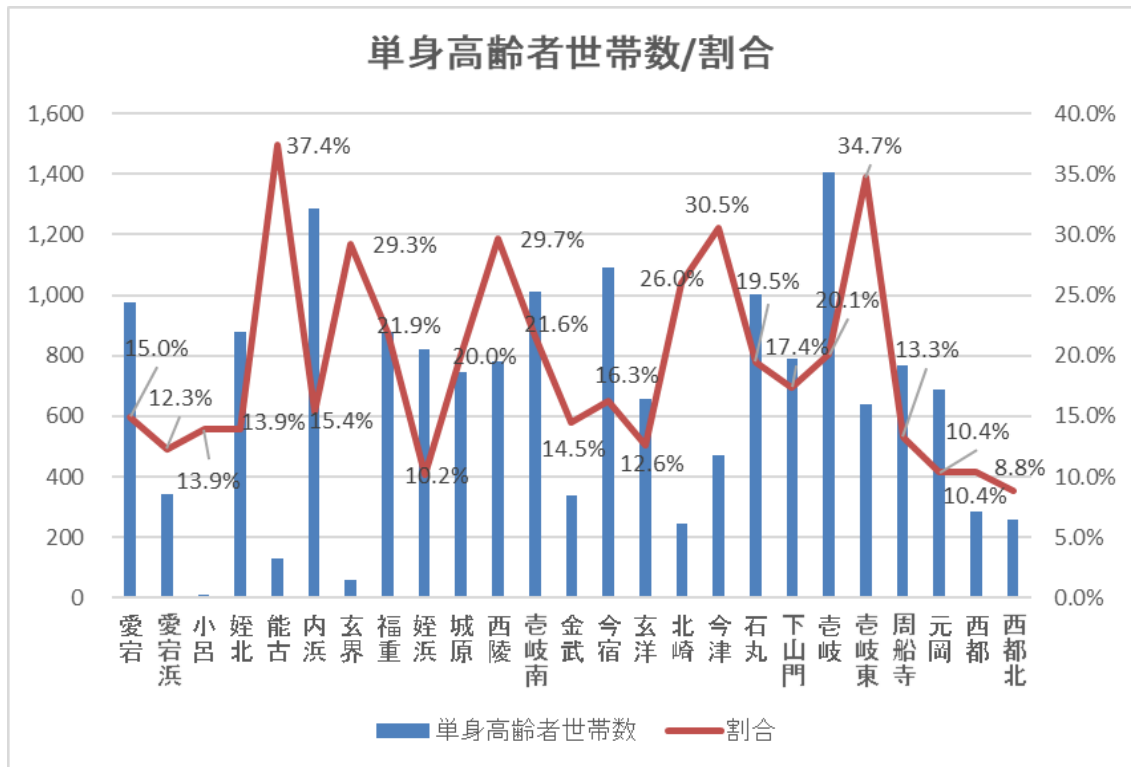


データ：各年9月末時点/市人口統計

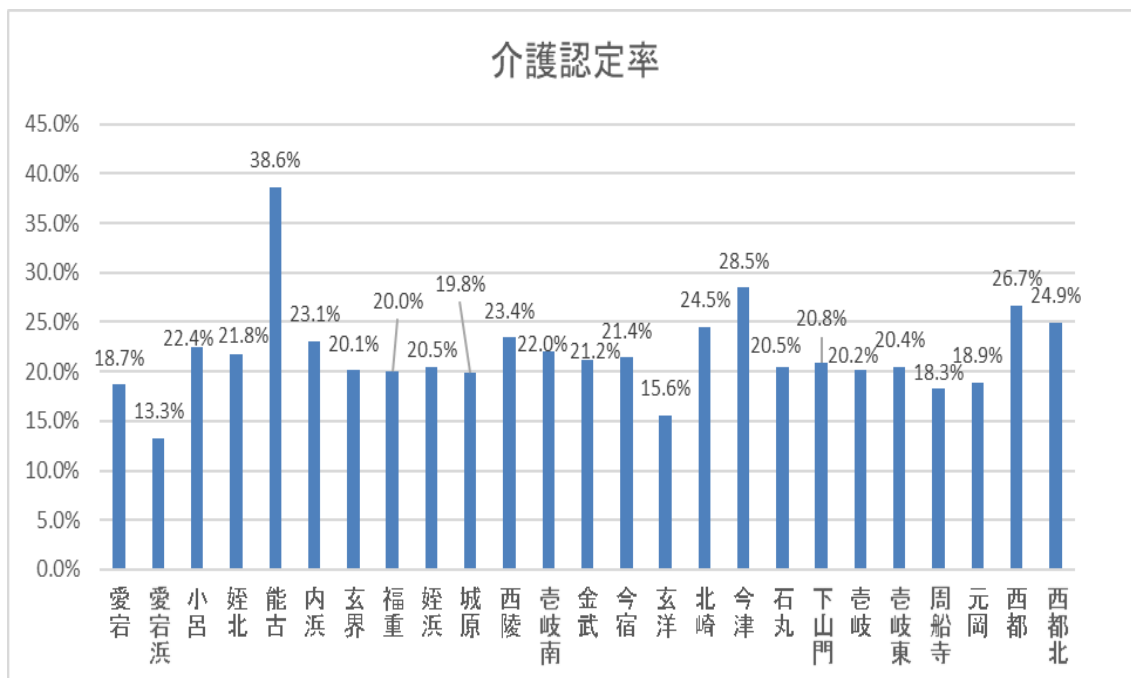


データ：各年9月末時点/ケアビジョ

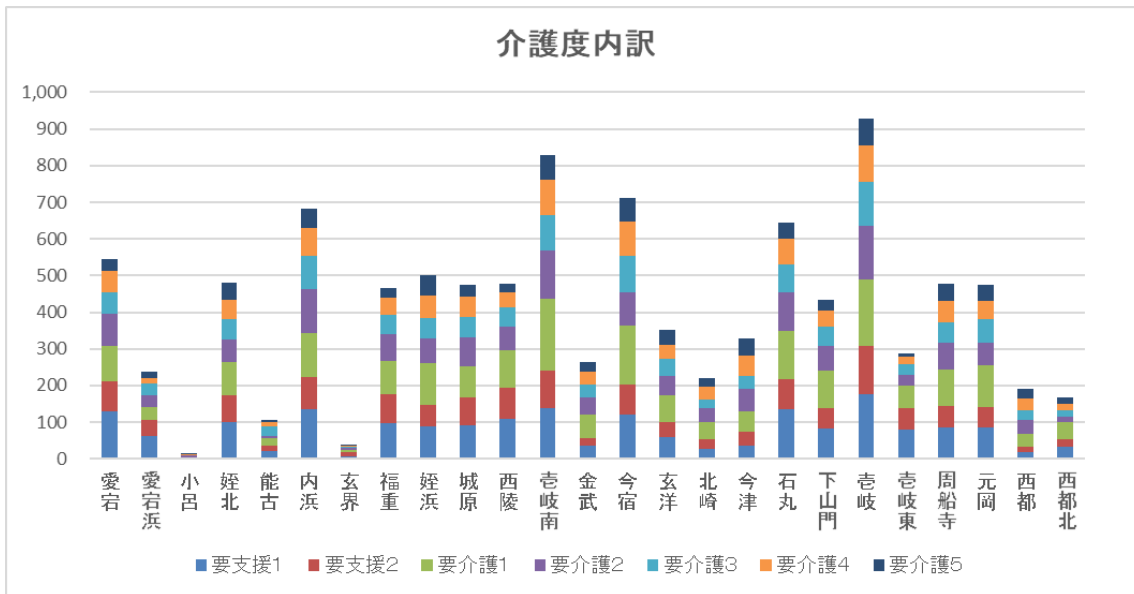
◆校区別概況



データ：令和5年9月末/ケアビジョン

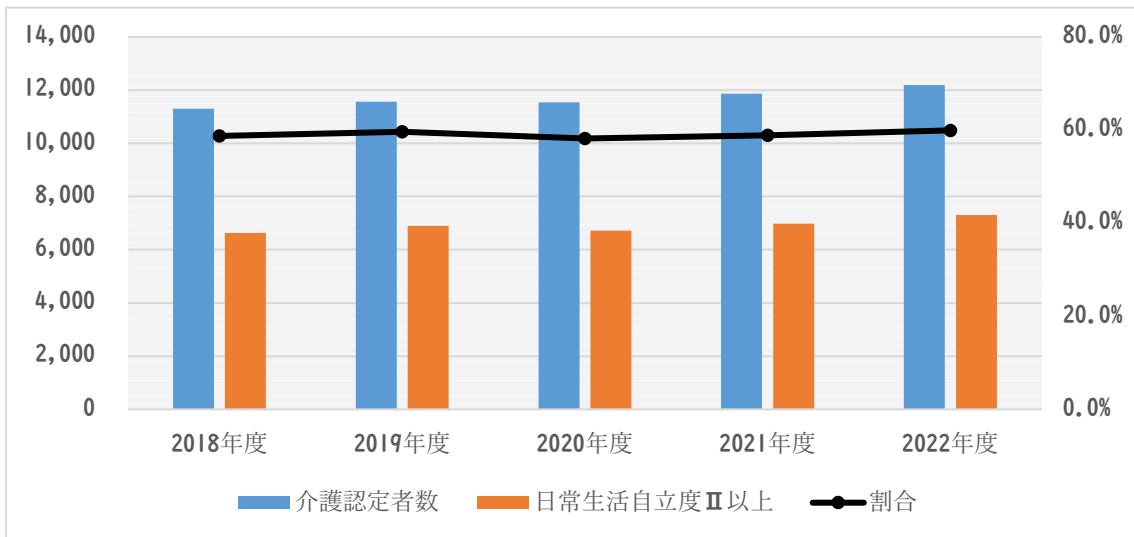


データ：令和5年9月末時点/ケアビジョン



データ：令和5年9月末時点/ケアビジョン

介護認定者数に占める認知症の方(※)の推移



データ：令和5年9月末時点/ケアビジョン

※認知症日常生活自立度Ⅱ以上：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられたり、著しい精神症状等で専門医療を要する状態。

◆校区別社会資源等一覧

圏域	校区名	人口	65歳以上人口	高齢化率	75歳以上人口	医療機関数	訪問診療可の医療機関数	認知症相談医数	歯科診療所数	訪問看護ステーション数	薬局数	介護予防・健康づくり			集いの場			生活支援		医療・介護等事業所ネットワーク	
												ロコモ予防サロン	自主グループ	よかトレ創出数	ふれあいサロン	地域カフェ	老人クラブ	ふれあいネットワーク(見守町内)	生活支援グループ		
	福岡市	1,541,912	350,009	22.7%	177,879																
	西区	203,941	49,986	24.5%	26,097	155	22	25	110	37	107	13	14	124	75	24	99	164/227	8	9	
1	愛宕	12,507	2,888	23.1%	1,483	28	3	2	17	5	13		1	4	1	3	5	2/18	にしいちよかねっと ※離島除く		
	愛宕浜	6,363	1,754	27.6%	762							1		3	2	3	4	7/11		1	
	小呂	155	58	37.4%	24									2						0/※	
	姪北	11,135	2,195	19.7%	1,112								2	6	1	1	3	5/20			
	能古	634	287	45.3%	159									1	2	1	1	5/5			
2	内浜	15,619	2,909	18.6%	1,451	30	5	3	17	8	19		4	12	5	1		7/17	西ニコネット ※離島除く		
	玄界	357	189	52.9%	76									2			4	0/※			
	福重	7,744	2,339	30.2%	1,165							1		4	1		4	9/9			
	姪浜	16,160	2,423	15.0%	1,209								1	7	6	2	2	12/16			
3	城原	7,557	2,400	31.8%	1,238	12	1	3	6	3	10			8	2	2		7/7	参の会		
	西陵	4,928	2,048	41.6%	1,225							2		13	3		2	7/12			
4	壱岐南	10,276	3,769	36.7%	2,209	11	1	2	10	3	10	1	1	8	8	1	4	11/13	西第4.7地域医療福祉ネットワーク 金武校区よかネット(金武)		
	金武	6,268	1,227	19.6%	664									5	3		7	4/6			
5	今宿	14,484	3,336	23.0%	1,850	22	4	4	19	4	14			3	2	2	5	8/8	介護ネットワーク西部		
	玄洋	10,966	2,258	20.6%	1,039									2	3	2	7	10/10		2	
	北崎	2,079	903	43.4%	494									1	1		11	7/7			
	今津	3,141	1,200	38.2%	685									2		1	6	5/5			
6	石丸	10,956	3,157	28.8%	1,666	12	2	2	6	9	10	1	1	2	3	1	3	8/8	ろくさぼ		
	下山門	9,309	2,069	22.2%	1,044									3	7		5	5/10			
7	壱岐	15,696	4,643	29.6%	2,488	13	1	2	14	2	12	2		11	13	1	4	16/16	西第4.7地域医療福祉ネットワーク 壱岐校区高齢者等の地域ケアを考える会(壱岐)		
	壱岐東	3,170	1,402	44.2%	734									3	1		2	9/9			
8	周船寺	11,173	2,588	23.2%	1,255	27	5	7	21	3	19	1		5	5		6	6/6	だんらんネットワーク西部		
	元岡	12,271	2,743	22.4%	1,461							4		10	3	2	10	11/11		1	
	西都	10,993	1,201	10.9%	604								4	7	3	1	4	3/3		1	

(人口統計/令和5年3月末)

(医療機関数/福岡市HPより(令和5年3月時点))
(訪問診療可の医療機関数/福岡市社会資源情報ブックより)

(校区社会資源数/令和5年3月 ※地域保健福祉課で把握している情報に基づく)

※校区社協がない、助成を受けていない町内会は母数から除去

私の思いをまとめませんか

～ACPを始めましょう～



これからどんな人生を歩んでいきたいですか？

自分の望む人生を自分らしく最期まで歩むために、

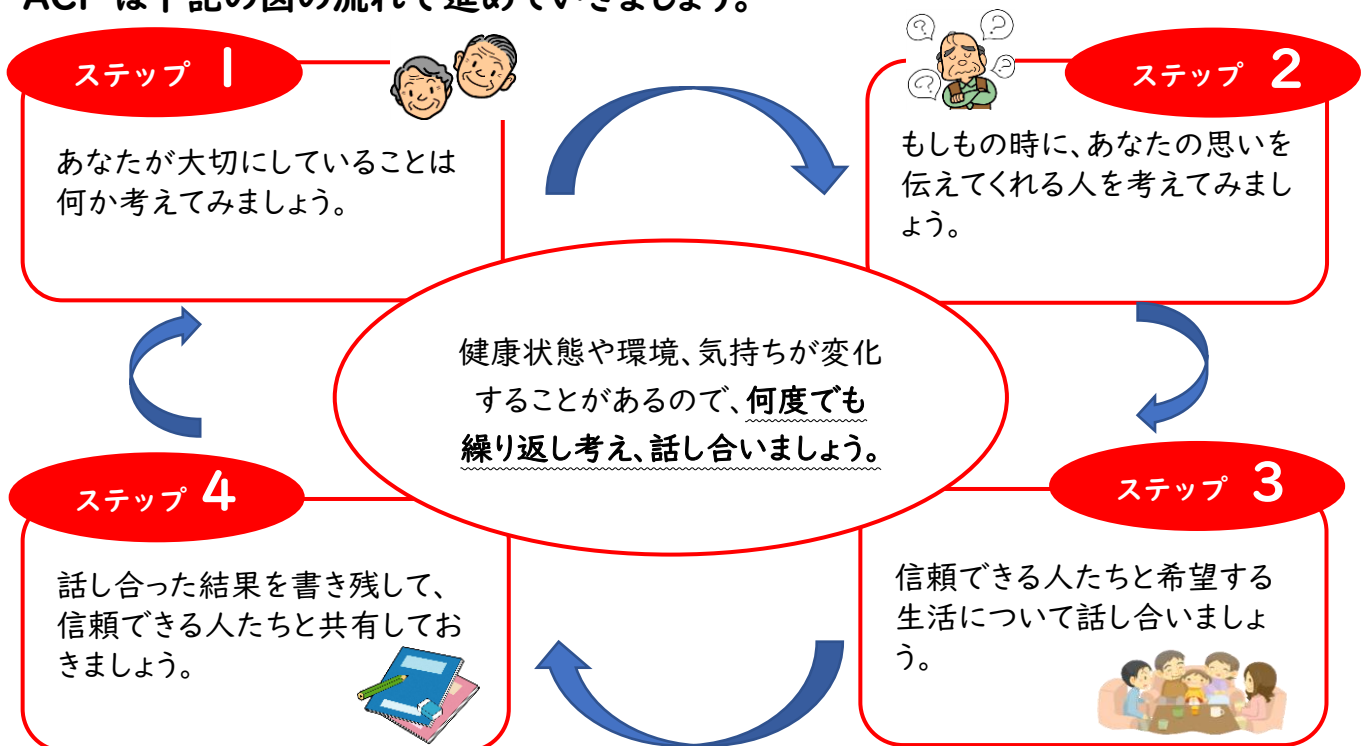
私の思いをまとめて、知ってもらうことから始めましょう。

ACP (アドバンス・ケア・プランニング)とは

もしもの時のために、自ら望む生活について、前もって考える
取り組みです。

ACP の進め方

ACP は下記の図の流れで進めていきましょう。



<さあ取り組んでみましょう!>



作成日： 年 月 日
年 月 日
年 月 日

※ときどき、見直しましょう。

氏名：

1. 今のわたし

趣味・特技



好きな食べ物

宝物・コレクション



これからやりたいこと・続けたいこと・行きたい場所・会いたい人

あなたにとって大切なこと・大切にしてきたこと



ポイント



もしもの時に備えて、日頃からできることは？

- ・緊急連絡先を携帯しておきましょう。
- ・体調を気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ・家族や近隣の方とコミュニケーションをとり「助けられ上手」になりましょう。



2. もし生活の手助けが必要になったら、どのような生活を望みますか？

生活場所

自宅

施設

その他（

理由

どのように支援してほしいですか？

お手伝いしてほしい人（氏名、間柄、連絡先）



3. もし生きることができる時間が限られていたら、あなたにとって「大切なこと」は何ですか？(複数回答可)

- 家族や友人との時間
- 仕事や社会的な役割
- 趣味等自分の好きなこと
- ひとりの時間
- 自分の事はできるだけ自分でする
- その他



()

4. もし病気やケガなどによって、「大切なこと」ができなくなったらどのように過ごしたいですか？

- 必要な治療やケアを受けて、できるだけ長く生きたい
- 命が短くなったとしても、治療やケアは受けたくない
- 痛みや苦しみが和らぐ処置や治療を受けたい
- わからない

なぜそう考えたか、理由を具体的に書いてみましょう。

()

5. もし、自分の考えや気持ちを伝えられなくなった時や、治療などについて決められなくなった時は、誰に決定を託したいですか？

① 氏名 _____ 続柄 _____

② 氏名 _____ 続柄 _____



なぜその方をお願いしたいのか、理由を書いてみましょう。

()

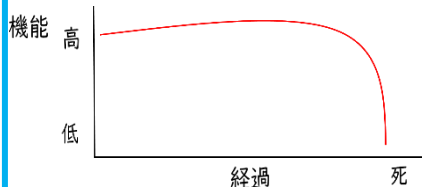
ポイント 2



命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療やケア等を自分で決めることや望みを人に伝えることができなくなると言われています。

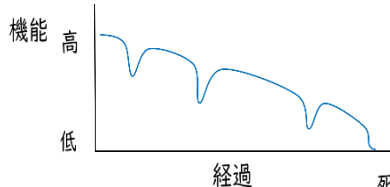
① がんなど

死亡の数週間前まで機能は保たれ、以後、急速に低下



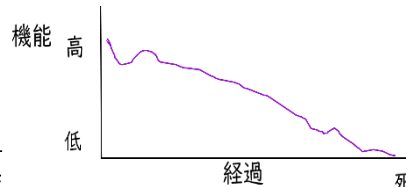
② 心臓・肺・肝臓などの臓器不全

時々重症化しながら、長い期間にわたり機能は低下



③ 老衰、認知症など

長い期間にわたり徐々に機能は低下



出典:早わかり在宅医療看取り編

ACPに関する情報



【ACPについて詳しく知りたい】

◎厚生労働省ホームページ「人生会議」してみませんか？

【自分の考えをまとめるツール】

◎福岡市作成 マイエンディングノート

人生を振り返り、自身の情報や要望・希望などをまとめるツールを作成し、配布しています。これからのことを考えるために必要な様々な制度も紹介しています。詳細は、ホームページをご覧ください。



【判断する力が衰えた時に備えたい】

◎福岡市成年後見推進センター

判断する力が低下した人の権利を守る仕組みとして「成年後見制度」があり、制度に関するご相談をお受けしています。

問い合わせ先:092-753-6450



【終活の相談をしたい】

◎終活サポートセンター

終活に関する様々な相談を、電話や面談によりお受けしています。

問い合わせ先:092-406-0168



【お問い合わせ先】

福岡市西区保健福祉センター

TEL: 092-895-7078

地域保健福祉課 地域包括ケア推進係

FAX: 092-891-9894

令和3年12月作成(令和5年6月修正)

気になる高齢者は ご相談ください

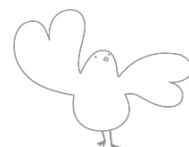
認知症や高齢者虐待の早期発見・対応は重要です。
下記の「見守りのポイント」の項目で複数にチェックがつくなど、
気になる高齢者がおられましたら
「いきいきセンターふくおか」にご相談ください。

見守りのポイント

もの忘れに関すること	
<input type="checkbox"/> 同じ話を何度もする。	<input type="checkbox"/> 妄想があり, 生活に支障が出ている。
<input type="checkbox"/> 道に迷うことがある。⇒これにチェックがついたら1つでも要相談	
最近の服装など	
<input type="checkbox"/> 同じ服を着ている。また, 身だしなみが乱れてきた。	
<input type="checkbox"/> 季節にそぐわない服を着ている。	
<input type="checkbox"/> 異臭がする。または, 長期間, 入浴ができていない様子。	
医療について	
<input type="checkbox"/> 急に受診しなくなった。	<input type="checkbox"/> 内服薬の飲み忘れが多くなってきた。
<input type="checkbox"/> 薬の飲み方がわからない様子である。	
食事等について	
<input type="checkbox"/> 食欲がないという。	<input type="checkbox"/> 最近, 痩せてきた。
在宅の様子や身体状況で気付いたこと	
<input type="checkbox"/> 同じ物を毎日のように買う。	<input type="checkbox"/> ゴミ出しができない。
<input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干しっぱなしである。	<input type="checkbox"/> 何日も夜電気が見つからない。
<input type="checkbox"/> 新聞や郵便がポストに溜まっている。	<input type="checkbox"/> 消費者被害に遭っているようだ。
<input type="checkbox"/> 身体にあざがある。	<input type="checkbox"/> よく暴言が聞こえる。
<input type="checkbox"/> 家族が疲れている様子である。	<input type="checkbox"/> 歩く姿が危なっかしい。具合が悪そう。
<input type="checkbox"/> 最近, 眠れていないようだ。	
<input type="checkbox"/> 部屋が散らかり片付けられない状況があり, いつも物を探している。	
<input type="checkbox"/> 最近見かけなくなった。もしくはひきこもりがちである。	
<input type="checkbox"/> 火の不始末がある。⇒これにチェックがついたら1つでも要相談。	
経済的なこと	
<input type="checkbox"/> お金がないという。借金を依頼することもある。	
<input type="checkbox"/> 経済的な理由で医療や介護サービスを受けない。	
<input type="checkbox"/> 電気・水道・ガスなどが止まっている。⇒これにチェックがついたら1つでも要相談	

◆ 相談・問い合わせ先

ご本人の居住地を担当するいきいきセンターふくおかについては、裏面をご参照ください。



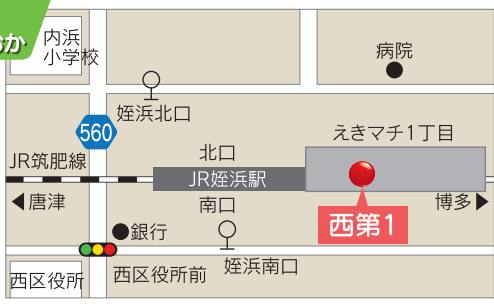
みなさんのお住まいの地域の担当いきいきセンターふくおかは下記のとおりです。

いきいきセンターふくおかは、月～土曜日(祝休日と年末年始を除く)9時から17時まで

西第1
いきいきセンターふくおか

愛宕、愛宕浜、小呂、
能古、姪北校区に
お住まいの方
〒西區姪の浜4-8-2
(えきマチ1丁目姪浜2階)

☎881-8011
☎881-8021



西第2
いきいきセンターふくおか

内浜、玄界、福重、姪浜
校区にお住まいの方
〒西區内浜1-3-31 1階

☎885-8911
☎885-8913



西第3
いきいきセンターふくおか

城原、西陵校区に
お住まいの方
〒西區拾六町5-16-12
(ポートエル1階)

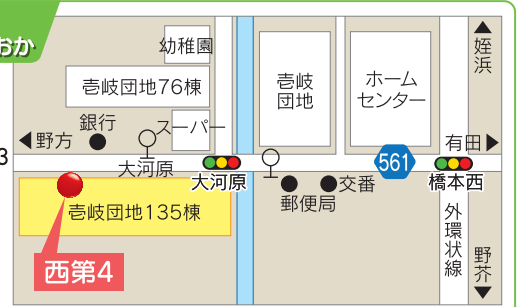
☎882-7080
☎882-7088



西第4
いきいきセンターふくおか

峯崎南、金武校区に
お住まいの方
〒西區峯崎団地135-13

☎892-2121
☎892-2122



西第5
いきいきセンターふくおか

今宿、今津、北崎、玄洋
校区にお住まいの方
〒西區今宿駅前1-3-3
アウローラ1階

☎807-6811
☎807-6831



西第5(北崎支所)
いきいきセンターふくおか

今宿、今津、北崎、玄洋
校区にお住まいの方
〒西區大字宮浦1963-3

☎805-2611
☎805-2612



※北崎支所については、土曜日は、西第5にて相談をお受けします。

西第6
いきいきセンターふくおか

石丸、下山門校区に
お住まいの方
〒西區石丸3-1-10
(ラインハイト清澄1階)

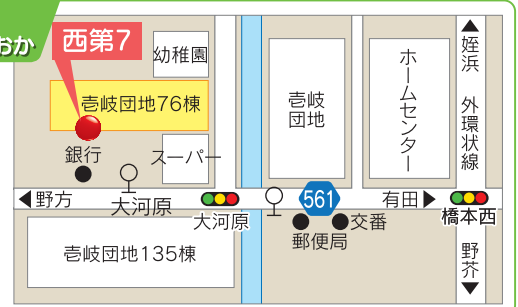
☎834-2280
☎834-2358



西第7
いきいきセンターふくおか

峯崎、峯崎東校区に
お住まいの方
〒西區峯崎団地76-1

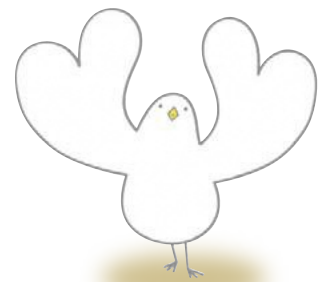
☎812-5711
☎812-5712



西第8
いきいきセンターふくおか

周船寺、元岡、
西都校区に
お住まいの方
〒西區周船寺2-1-25
(クイーンズヒル周船寺1階)

☎834-8547
☎834-8504



「いきいきセンターふくおか」
のお問い合わせは



西区保健福祉センター(地域保健福祉課)

TEL.092-895-7078 FAX.092-891-9894
〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目4-7

福岡市西区地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置目的)

第 1 条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、西区(以下「区」という。)における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる西区地域包括ケア推進会議(以下「区推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1) 地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること
- (2) 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること
- (3) 区の課題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること
- (4) 区の課題解決に必要な政策形成に関すること
- (5) その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 区推進会議の委員は、区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役職員等をもって構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- (3) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体 等
- (4) 福岡市

(任期)

第 4 条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 区推進会議には、会長、副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 区推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、区推進会議の議長となる。
- 3 会長は必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 区推進会議は、必要に応じて次の部会(ワーキング会議)を設置する。

- (1) 在宅医療・介護部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 生活支援・介護予防部会
- (4) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

2 原則として、各部会(ワーキング会議)の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第8条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 区推進会議の事務局を西区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報告)

第11条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、西区保健福祉センター所長が招集する。
- 3 西区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 委員の改選後の最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、西区保健福祉センター所長が招集する。